

ハイライト:

- ・平成31年度税制改正 個人所得課税等のポイントを解説します！
- ・その他の改正をワンポイントで取り上げます！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶 1

平成31年度税制改正
のポイント 1

< 個人所得課税・
資産課税関係 >

税金ワンポイント 2

少しずつ寒さも和らいできました。まもなく春の到来となります。花粉症の方には辛い季節となりますが、体調管理に気をつけてお過ごしください。第77号では、平成31年度税制改正から、個人所得課税等の改正案を中心に取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

平成31年度税制改正のポイント < 個人所得課税・資産課税関係 >

平成31年度の個人所得税及び資産課税関係の主な改正について解説いたします。

個人版事業承継税制の創設(^_^)

平成30年度には法人向けの事業承継税制が抜本的に拡充されました。

平成31年度は個人事業者についても、円滑な世代交代を通じた事業の持続的な発展のために、10年間の期間限定で、個人版事業承継税制が創設されました。概要は以下のとおりです。

< 対象となる資産 >

事業を行うために必要な事業用資産が対象。

例: 土地建物(土地は400㎡、建物は800㎡まで)、機械・器具備品、車両運搬具、生物(乳牛、果樹等)、無形固定資産(特許権等) など。

ただし、土地については、既存の事業用小規模宅地特例との選択適用となります。

< 制度を活用するには >

平成31年度から5年以内にあらかじめ事業承継計画を提出し、経営承継円滑化法に基づく認定を受ける必要があります。また、10年間の時限措置であるため、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの期間に行われる相続・贈与が対象となります。

< 税金への影響は >

生前贈与による早期の事業承継準備を支援するため、相続税だけでなく贈与税も対象となります。原則として後継者の納税額の全額が納税猶予となります。



ふるさと納税制度の見直し(>_<)

過度な返礼品競争が問題となったふるさと納税制度ですが、制度の趣旨を歪める団体については、ふるさと納税制度の対象外とすることができるように、次のように見直しが行われます。

- ・ふるさと納税の対象となる都道府県等が総務大臣による指定制度となります。
- ・2019年6月1日以後に支出された寄附金から当該制度の適用を受けます。
- ・指定対象外の都道府県市区町村への寄附金は、住民税の特例控除の対象外となります。

教育資金の一括贈与非課税措置等の見直し(>_<)

以下の制度の見直しが行われた上で、2年間延長されます。

- ・受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用対象外。
- ・23歳以上の受贈者については、非課税措置となる教育資金の費用の範囲として、学校への支払以外については、教育訓練給付金の支給対象となる支払いに限定。

なお、結婚・子育て資金の一括贈与非課税措置についても、受贈者の前年の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用対象外とされ、2年間適用期限が延長されます。

配偶者居住権の評価及び特別寄与料

平成30年7月、「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が成立しました。民法のうち相続法の分野について大きな見直しが行われ、配偶者居住権及び特別寄与料が創設されました。

平成31年度税制改正においては、配偶者居住権の評価方法及び特別寄与料の課税関係が明確化されました。

配偶者居住権とは、配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物に、終身又は一定期間、居住ないし使用が認められる権利のことをいいます。譲渡は出来ず、内縁の妻にはこの権利は認められません。

特別寄与料とは、相続人以外の者の被相続人に対する貢献を配慮し、相続人以外の者にも一定の財産を請求できる権利を与えたものです。



民法の成年年齢引き下げに伴う見直し

民法の一部を改正する法律において、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、税法においてもその適用年齢が20歳以上若しくは20歳未満となっている制度の見直しが行われます。

制度	年齢	適用時期
ジュニアNISA	20歳未満 18歳未満	2023年1月1日以降開設口座
相続税の未成年者控除		2022年4月1日以後の相続等
NISA	20歳以上 18歳以上	2023年1月1日以降開設口座
相続時精算課税制度		2022年4月1日以後の相続等

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！
<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>

税金ワンポイント

2019年10月からの消費税10%引上げに伴い、一定の要件のもと2019年10月から2020年12月31日までの間に居住した場合の住宅ローン控除の適用が3年間延長され、13年間となります。

以下の措置が2021年3月31日まで2年間延長されます。

- ・登録免許税：土地売買による所有権の移転登記等の軽減措置
- ・固定資産税：新築のサービス付高齢者向け賃貸住宅の減額措置
- ・不動産取得税：新築のサービス付高齢者向け賃貸住宅の課税標準の特例措置等

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp